

とくしま農泊コンテンツ開発支援業務 業者選定プロポーザル 企画提案に係る質問と回答

番号	質問	回答
1	募集要項 3（１）の提出書類一覧について、「原本 1 部 副本 4 部」の部数は、③企画提案書（様式第 3 号）又は任意様式企画提案書等に加え、④参考見積書（任意様式）にも係るものと理解してよろしいでしょうか。	④参考見積書（任意様式）は原本を 1 部御提出ください。
2	仕様書 4（１）の集合型研修会に係る参加者の募集について、県が確認・認定しておられる「とくしま農林漁家民宿」等の施設に対し、県から周知等のご協力をいただくことは可能でしょうか。また、募集にあたり県が把握しておられる連絡先情報の提供を受けることは可能でしょうか。	「とくしま農林漁家民宿」等への案内・周知については、県から各施設へ直接行うことを想定しております。 そのため、対象施設の連絡先情報の提供は行いません。
3	仕様書 4（１）イの開催場所について、県有施設等のうち、本業務の研修会場として無償又は減額により使用できる施設がございましたらご教示ください。	県有の会議室（県庁や合同庁舎など）を、本業務の研修会場として無償により使用することは可能です。参考までに、前年度の集合型研修会は徳島県庁および徳島合同庁舎（いずれも徳島市）の会議室で実施しました。
4	仕様書 4（２）イ（ウ）の「各施設に対して 2 回程度の派遣による支援」について、オンライン（Web 会議ツール等）を活用した指導は、この派遣回数に含めて差し支えないでしょうか。それとも、2 回程度の派遣はいずれも現地への訪問を前提としたものと理解すべきでしょうか。	各施設に対する派遣支援は 2 回程度の現地訪問を想定していますが、各施設につき最低 1 回以上の現地訪問（実地での確認・指導）を実施し、残りの支援をオンライン（Web 会議ツール等）を活用して代替する提案も可とします。現地派遣とオンライン指導を効果的に組み合わせるなど、限られた予算内で最大の成果（コンテンツ開発）を引き出せる支援計画をご提案ください。
5	仕様書 4（２）ア及びイ（ア）の支援対象施設について、募集及び選定の基準は受託者が案を作成し、県との協議のうえ決定するとの理解でよろしいでしょうか。	御見込みのとおりです。
6	仕様書 4（１）エ（ア）の研修会講師と、仕様書 4（２）イ（イ）の専門家について、同一の有識者が双方を兼ねることは差し支えないでしょうか。	同一の有識者が双方を兼ねる提案でも差し支えありません。
7	仕様書 5（３）ウの写真（電子データ）について、「県が二次利用可能なもの」とは、被写体となる施設及び人物から二次利用に係る承諾を受託者において取得したうえで提出するとの理解でよろしいでしょうか。	御見込みのとおりです。
8	委託料の支払方法について、業務完了後の一括精算払となりますでしょうか。又は、概算払若しくは部分払のお取扱いが可能でしょうか。	委託料の支払いは、原則として業務完了後の一括精算払となります。ただし、受託者からの請求により、県が業務遂行上特に必要と認めた場合にあっては、前金払を可能とする旨を契約書に規定する予定です。
9	前年度の課題がありましたらお教えいただけますでしょうか。	昨年度は集合型の全体研修のみの開催でしたが、農泊施設ごとに事情や抱える課題が異なるため、研修で得た知識を実際のコンテンツとして形にするには、全体研修と併せて各施設の現状に応じた個別の伴走支援が必要であるという点が課題として挙げられました。
10	・「農泊施設の収益力強化」および「農山漁村地域の活性化」を目的として掲げられていますが、今回の事業において県として特に重視されている成果指標や、事業終了時に期待される状態は何でしょう？ 新たなコンテンツの造成数だけでなく、販売開始、宿泊単価の向上、体験参加率など、特に重要と考えられている成果の部分が知りたいです。	今回の事業では、数値目標の設定はありませんが、各農泊施設において、新たに造成したコンテンツや磨き上げを行ったコンテンツが、実際に宿泊客等へ提供される状態になることを事業の成果として最も重視しています。
11	・施設について 既に一定の運営実績がありコンテンツのブラッシュアップを必要としている施設を中心とするのか、これから農泊を本格的に立ち上げる事業者も対象とするのでしょうか。	農泊を本格的に立ち上げる予定の新規希望者も対象に含めますが、既に一定の運営実績があり、コンテンツのブラッシュアップ（磨き上げ）や新たなコンテンツを必要としている既存施設を中心とした研修及び伴走支援を想定しています。
12	・研修会の開催方法と定員について 仕様書では対面開催で定員 20 名程度とされていますが、オンライン配信やハイブリッド形式の併用、あるいは定員を上回る応募があった場合の対応について、県としての方針や許容範囲はありますか。 広報は受託者で担当するということになりますでしょうか。	研修会におけるオンラインやハイブリッド形式の併用等のご提案も可能です。また、定員を上回る応募があった場合は、原則として会場参加は先着順で対応する方向で想定してください。 広報（募集チラシ・申込フォームの作成等の実務）は受託者で行っていただきますが、「とくしま農林漁家民宿」等への周知は県が行います。

13	・専門家派遣の対象施設選定に関する事前協議について 専門家派遣の対象施設（3施設以上）の募集・選定にあたり、事前に県と協議することとされていますが、県側から既存の農泊施設の紹介や、優先的に支援してほしい地域の希望などの指定・意向はあるでしょうか。	あらかじめ県から特定の施設や地域を優先・指定する予定はなく、原則として支援を希望する農泊施設からの応募に基づく選定（希望制）を想定しています。なお、応募多数により対象施設（3施設程度）を絞り込む必要がある場合は、支援効果の高さに加え、県内でできる限り地域の偏りが生じないようバランスを考慮し、受託者と県で協議のうえ決定します。
14	・再委託の範囲について 業務の一部を再委託する場合（仕様書特記事項(2)）、例えば研修会の講師謝金や会場費の支払い、またはデザインやシステム等の一部外注について、県への事前の書面協議・承諾が必要となる具体的な基準やスケジュール感を教えてください。	業務の一部を再委託する場合の手続きについては、内容により判断が異なるため、再委託先との契約締結前に、余裕をもって事前に県へご相談ください。